

紀の川洪水ハザードマップ

Kinokawa River Flood Hazard Map 紀之川洪水风险圖 기노카와강 홍수 재해 지도

早めの避難を心がけましょう！

Please evacuate in an early manner!

请注意尽早避难！

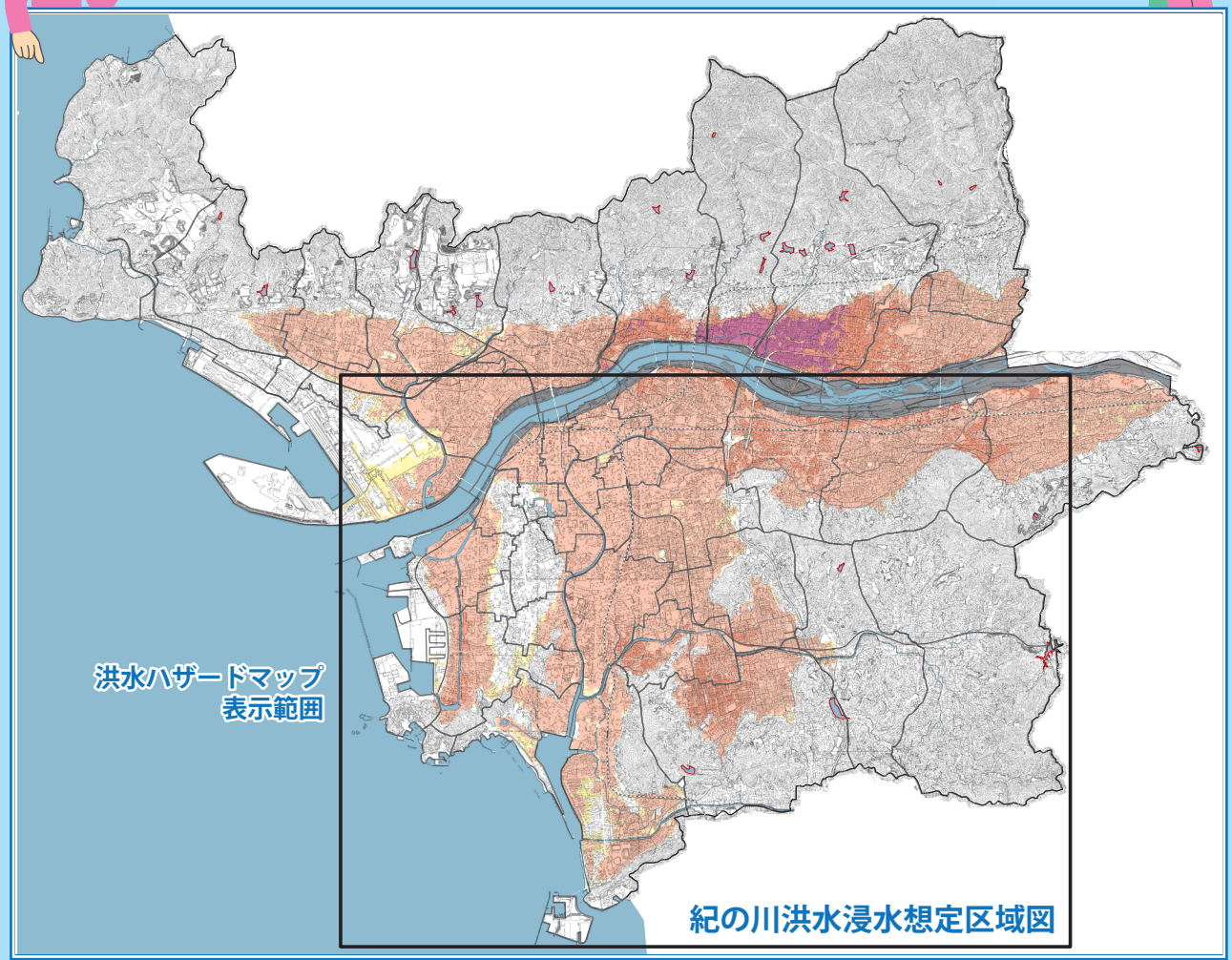
조기 대피를 명심하세요!

雑賀・雑賀崎・和歌浦・名草・安原・東山東・西山東・田野

Saika, Saikazaki, Wakaura, Nagusa, Yasuhara, Higashisando, Nishisando, Tano

杂贺・杂贺崎・和歌浦・名草・安原・东山东・西山东・田野

사िका·사이카자키·와카우라·나구사·야스하라·히가시 산도·니시 산도·다노



わが家の防災メモ

Our home's disaster prevention memo

自家的防灾笔记

우리 집 방재 메모

わが家の避難先（親類宅・避難所など）	家族がはなればなれになったときの集合場所

家族の名前	血液型	電話番号（会社・学校・携帯電話）	住 所

災害に関する連絡先

緊急時の通報	消防 119	警察 110	ライフライン	電話番号
関係機関			水道	和歌山市企業局 435-1131 435-1313（夜間）
和歌山市役所	432-0001		道路	国土交通省和歌山河川国道事務所 424-2471 和歌山県草津振興局建設部管理保全課 423-5952
避難所について（和歌山市総合防災課）	435-1199		和歌山市道路管理課	435-1088
緊急搬送先の問い合わせ（和歌山市消防局）	422-0119		電気	関西電力株式会社 0800-777-3081
火事などの災害に関する情報案内（和歌山市消防局）	433-4747		ガス	都市ガス・大阪ガス株式会社 0120-3-19424
和歌山県庁	432-4111		電話	西日本電信電話株式会社 113
和歌山県救急医療情報センター	426-1199			
国土交通省和歌山河川国道事務所	424-2471			
和歌山県海草振興局建設部管理保全課	423-5952			
和歌山市河川港湾課	435-1090			

災害用伝言ダイヤル

安否確認方法 災害用伝言ダイヤル171は、大規模な災害が発生した時の「声の伝言板」です。伝言の録音・再生は、一般電話・公衆電話、携帯電話、PHS（一部通信事業者を除く）から行えます。



市のハザードマップの作成状況

市では、市民の皆さんに自分の住む地域の災害に対する危険度を知っていただくとともに、災害時に自ら避難活動を行うために必要な情報を掲載した各種ハザードマップを作成し、公表しています。

防災マップ（地震・津波、風水害）	平成26年3月作成
内水ハザードマップ	平成28年3月作成
土砂災害ハザードマップ	平成30年3月作成

【発行】都市建設局 道路河川部 河川港湾課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 TEL 073-435-1090

令和2年3月作成

1. 風水害のリスクを知る

1-1. 過去の浸水災害

近年異常気象により、各地で大雨が発生しています。平成30年（2018年）7月豪雨では、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、市では、436世帯の家屋被害があるなど、甚大な被害が発生しました。

家屋被害（暫定）	世帯数
床上浸水	126
床下浸水	306
全壊	3
半壊	1
計	436

出典：報道資料（平成30年（2018年）7月6日 豪雨）8月7日9時40分現在



1-2. 大雨がもたらす現象

積乱雲の発達

「大気の状態が不安定」な時（上空に冷たい空気、地上に温かい空気の層がある時）に発生します。

積乱雲が近づくサイン

霞や黒い雲が近づいてくる 雷の音が聞こえてくる

霞に寄った雲が覆っている

まもなく、激しい雨と雷がやってきます。

河川や低い場所からすぐに離れましょう。

台風の接近

台風は巨大な空気の渦巻きになっており、反時計回りに強い風が吹き込んでいます。そのため、進行方向に向かって右の半円では、台風自身の風と台風を移動させる周りの風が同じ方向に吹くため風が強くなります。

平成30年（2018年）台風第21号の経路図

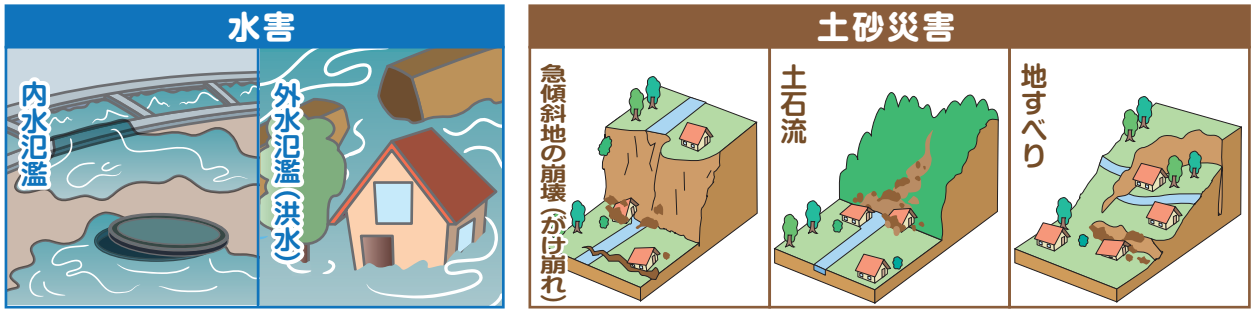
出典：気象庁、台風経路図

日本付近では6月頃に梅雨前線、9月頃に秋雨前線が停滞します。

前線の停滞

日本付近では6月頃に梅雨前線、9月頃に秋雨前線が停滞します。

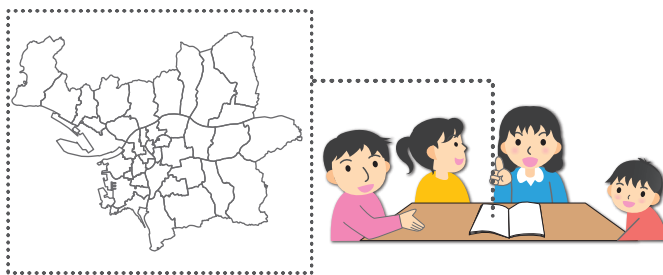
大雨によって発生する災害



3. わが家の避難マップを作りましょう

3-1. 洪水ハザードマップで避難経路を確認しましょう

- 洪水ハザードマップで、あなたの家を確認しましょう。
- 自宅周辺が浸水する想定にあるか、程度を確認しましょう。
- 身の安全を確保できる避難所を確認し、あなたの家から安全に避難できるコースを考えましょう。



3-2. 実際に避難経路を歩いてみましょう

- 家族で避難先までのコースを歩いてみましょう。
- コースの途中で危険な場所があればチェックし、安全で避難しやすい経路を調べ、所要時間を確認しましょう。



避難ルートのチェックポイント

- 家族は、どこへ避難すべきか？
- 川や水路など、大雨の際に危険な箇所はないか？
- 坂道や階段などの歩きにくい箇所はないか？
- 夜間での避難を想定し、街灯などはあるか？
- 自宅から避難先までの時間はどの程度か？
- 「最短ルート」、「広い道沿いを通るルート」など複数のルートはあるか？

3-3. わが家の避難マップを作りましょう

- 避難ルートを歩いたら、記入例を参考に結果を地図にまとめて、わが家の避難マップを作りましょう。



危険な場所には「×」、注意が必要な場所には「△」を付けましょう。また、ふせんなどで、コメントを書き入れて分かりやすくしましょう。

2. 大雨時のとるべき行動

2-1. 風水害時に役立つ情報

大雨時には、テレビ、インターネット、電話等で自ら情報収集を行いましょう。

テレビ テレビ和歌山（5ch）のdボタンを押し「あせん情報24時」を選択してください。
dボタン

ラジオ NHK和歌山放送局：666 kHz
和歌山放送：1431 kHz
エフエム和歌山：87.7MHz

緊急時 緊急時に、市内各所に設置している防災行政無線を通して市民の皆さんへ緊急・災害情報を届けます。

和歌山市防災情報電話 防災行政無線で気象情報の発表や避難勧告等の発令を放送した場合に、和歌山市の防災情報を電話で聞くことができます。
0180-997-199

和歌山市ホームページ <http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>

和歌山県防災わかやまホームページ <http://bousai-portal.pref.wakayama.lg.jp/>

和歌山河川国道事務所 紀の川の情報がリアルタイムで確認できます。
<https://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/>

和歌山市防災情報メール 防災行政無線の放送内容がわかりにくいときでも、事前に登録しておくで放送内容をメールで配信され、確認することができます。

登録方法 下記アドレスまで空メールをお送りください。
touroku@bousai-mail.city.wakayama.wakayama.jp

気象庁 <http://www.jma.go.jp/jma/>

和歌山地方気象台 <http://www.jma-net.go.jp/wakayama/>

防災わかやまメール配信サービス（和歌山県） 自分が必要な気象情報などを事前に選択し登録しておくことで、選択した情報がメールで配信され、確認することが出来ます。

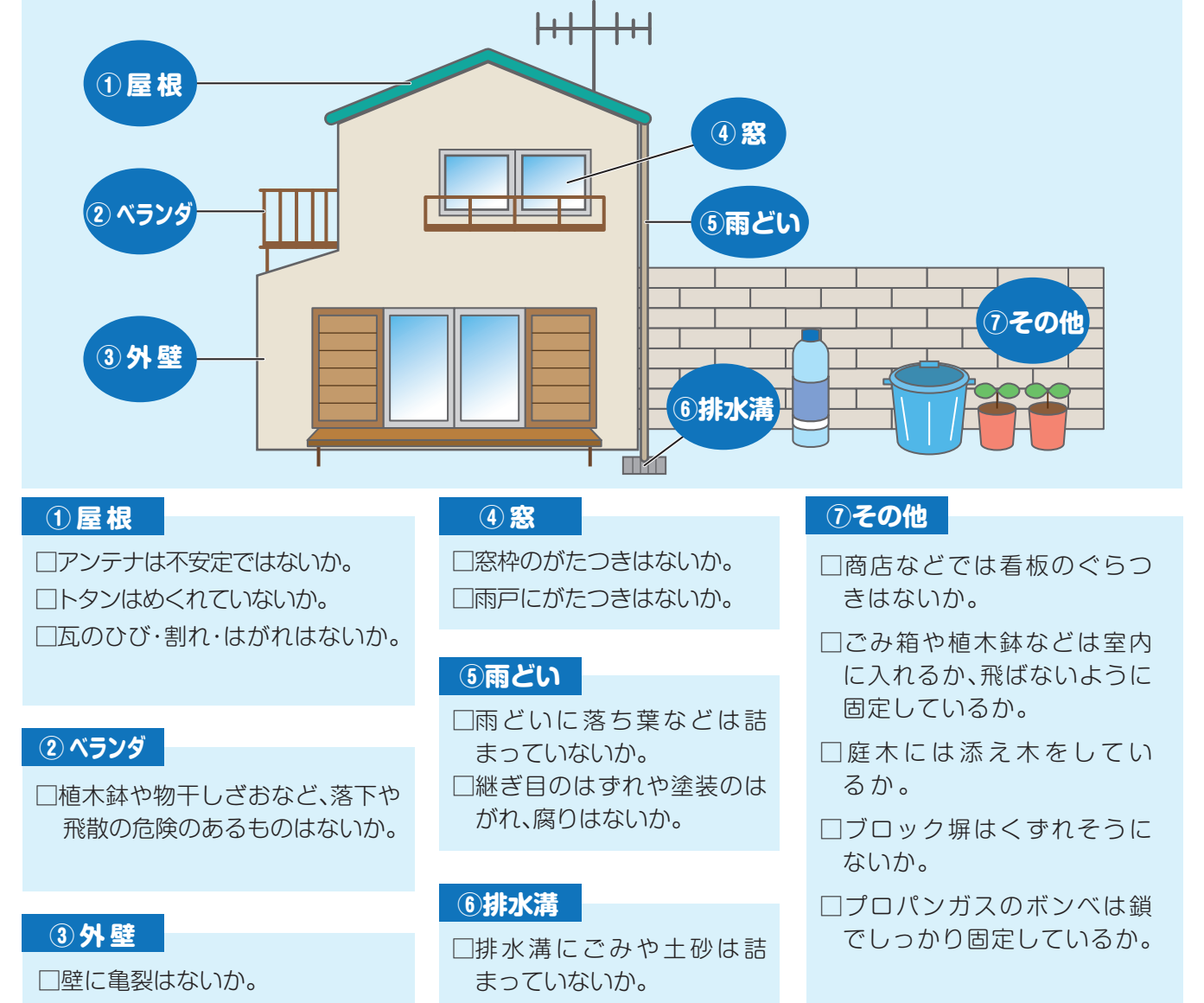
登録方法 下記アドレスまで空メールをお送りください。
regist@bousai.pref.wakayama.lg.jp

※1の河川は水位高知河川です。
※2の河川は洪水予報河川です。

4. 災害に備える

4-1. 台風や大雨に備える

台風や大雨は、ある程度事前に備えができる災害です。台風などの接近前から出来る準備はしっかり整え、危険から身を守りましょう。



いざという時に家庭でできる浸水への対策方法を知っておきましょう

ごみ袋による簡易水のう ごみ袋を二重にし半程度水を入れて、ダンボール箱に入れ連結します。

ポリタンクとレジャーシート ポリタンクに水を入れて、レジャーシートで巻き込み連結します。

ブランターとレジャーシート 土を入れたブランターを、レジャーシートで巻き込み使用します。



4-2. 非常持出品、非常備蓄品

非常持出品

災害時に避難する際に用意するもの、普段から災害時に備え、非常持出品を検討し下の表に書き込んでおきましょう。

食料関係	救急・安全関係	貴重品	他
□（例：飲料水） □ □ □ □ □	□（例：懐中電灯） □ □ □ □ □	□（例：現金） □ □ □ □ □	□（例：携帯ラジオ、電池） □ □ □ □ □

非常備蓄品 いざという時を想像し、何が必要か考えてみましょう。

水害時には、浸水被害などによってライフラインが使えなくなったり、垂直避難をした場合、長時間屋内から出られないことなどが想定されます。いざという時に備えて、災害が発生後、数日間は自活できるよう、水・食料、その他生活用品など、7日分を目安に備蓄を行いましょう。



4-3. 自主防災活動

災害はいつ発生するかわかりません。災害に備えるためには地域での助け合い「共助」を強化する必要があります。「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念のもと、防災訓練など、地域の防災活動に積極的に取り組みましょう。



4-4. 災害時要援護者登録制度について

市では、高齢者及び障害者などの要配慮者のうち、災害発生時、避難支援を特に必要とする方を対象とした「災害時要援護者名簿」を作成しています。その内、名簿提供に同意が得られた方の名簿を平時時から地域の支援者に提供し、共助による取り組みを進めています。

